



鳥取県公報

平成18年7月14日(金)
号外第109号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (52) (福利厚生室)	5
	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (53) (行政経営推進課)	8
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (54) (税務課)	22
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (55) (障害福祉課)	28
	災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例 (56) (子ども家庭課)	30
	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例 (57) (労働雇用課)	30
	鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例 (58) (建設事業評価室)	32

———公布された条例のあらまし———

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方公務員災害補償法の一部が改正され、常勤の職員の公務災害補償に係る通勤の範囲及び障害等級について所要の改正が行われた。
- (2) (1)にかんがみ、非常勤の職員の公務災害補償についても、同様の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の移動を通勤の範囲に加える。
 - ア 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
 - イ 就業の場所から勤務場所への移動
 - ウ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
- (2) 障害補償を支給する障害等級ごとの障害の程度について、地方公務員災害補償法第29条第2項の規定の例によるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公の施設の指定管理候補者の選定における公平性及び透明性を確保するため、選定のための審査委員会(以下「委員会」という。)の審査結果に対する異議申出の制度を設けるとともに、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止命令を行う場合における円滑な施設運営を行うため、当該場合における県による直営の施設管理の措置等を定めるほか、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 委員会	<p>ア 委員会は、公の施設の所管部局等において開催する。</p> <p>イ 委員は、次に掲げる者のうちから知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が委嘱する。</p> <p>（ア） 所管部局等の職員</p> <p>（イ） 学識経験者</p> <p>（ウ） 公認会計士又は税理士</p> <p>（エ） 当該公の施設に関する有識者</p> <p>ウ 委員会は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）その他の関係者に対して委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>エ 指定管理者の指定を受けようとする法人等（以下「応募者等」という。）と直接の利害関係を有する委員の審査への参与を制限する等委員会における審査の公正確保のための措置を設ける。</p> <p>オ その他委員会における審査に関し必要な事項を定める。</p>
(2) 異議申出	<p>ア 応募者等は、委員会における審査の結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から4日以内に、知事等に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>イ 知事等は、異議申出が異議申出期間の経過後になされたものであるときはこれを却下し、異議申出に理由がないときはこれを棄却する。</p> <p>ウ 知事等は、異議申出に理由があるときは、審査結果を変更することができる。この場合において、知事等は、委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等及び選定しようとする法人等の双方の意見の聴取を経て、その審査結果に基づき、変更するものとする。</p> <p>エ 応募者等は、ウの後段の審査結果に関し、異議を申し出ることができない。</p> <p>オ その他委員会における審査結果に対する異議申出に関し必要な事項を定める。</p>
(3) 管理の特例等	<p>ア 知事等は、指定管理者について、その指定を取り消そうとするときにあっては聴聞の手続を、その管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときにあっては弁明の機会の付与の手続を、それぞれ執るものとする。</p> <p>イ 知事等は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消し等に係る公の施設の管理を自ら行うことができる。</p> <p>ウ 指定の取消し等に伴い公の施設の管理を知事等が自ら行う場合における業務の具体的内容等は、知事等が規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める。</p> <p>エ 指定の取消しに伴い公の施設の管理を知事等が自ら行う場合における当該施設の開所時間、休所日、利用料金の額等は、既に知事等がその承認をしているときにあってはその承認の内容のとおりとし、未だ承認をしていないときにあっては知事等が規則等で定める。</p> <p>オ 指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる新たな指定管理者の指定の手続であって、この条例に規定する手続の例外となる事項は、知事等が規則等で定める。</p> <p>カ 知事等は、ウ、エ及びオの規則等の内容を当該規則等を定めた日以降の最初の鳥取県議会に報告しなければならない。</p>

	キ その他指定の取消し等に関し必要な事項を定める。
(4) 指定を取り消され、又は辞退した法人等の申請の制限	<p>ア 指定管理者の指定を取り消され、又は辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）は、当該取消し又は辞退の日から3年間、指定管理者の指定の申請をすることができない。</p> <p>イ 指定取消法人等は、当該取消し又は辞退に係る公の施設については、当該取消し又は辞退に係る指定期間の満了後2回の指定期間は、指定管理者の指定の申請をすることができない。</p> <p>ウ 指定取消法人等以外の法人等であって、指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等は、指定取消法人等とみなす。</p>
(5) 事業報告書等の公表	指定管理者の事業報告書、委員会における審査結果等をインターネットその他規則で定める方法により公表する。
(6) その他	その他所要の規定の整備を行う。
(7) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>イ 関係条例について、所要の改正を行う。</p>

鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) ゴルフ場利用税の税率の適用区分（等級決定）を条例上明示するとともに、総ホール数及び利用料金額に加え、ホールの平均距離も等級決定の判断要素とすることにより、等級決定の明確化等を図る。
- (2) 障害者自立支援法の施行に伴い、自動車税及び自動車取得税の課税免除の対象範囲について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) ゴルフ場利用税の税率に関する事項

- ア ゴルフ場利用税の税率の適用区分（等級決定）について、総ホール数及び利用料金額の区分を条例上明示するとともに、新たに、1人1日につき300円の税率を適用するゴルフ場の等級を設ける（最低税率を引き下げる）。
- イ ホールの平均距離が230メートル未満のゴルフ場については、1級下位の等級の税率を適用する。

(2) 自動車税及び自動車取得税の課税免除に関する事項

次のとおり、課税免除の対象範囲について所要の規定の整備を行う。

新たに課税免除の対象とする自動車	課税免除の対象から除外する自動車
<p>ア 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（同法に規定する自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）に係る事業又は同法に規定する地域活動支援センターに係る事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車</p> <p>イ 障害者自立支援法に規定する生活介護又は自立訓練に係る事業を営む社会福祉法人等が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p>	<p>ア 社会福祉法人が専ら次に掲げる施設で原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設又は身体障害者授産施設</p> <p>(イ) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設</p> <p>イ 障害者自立支援法に規定する障害者サービスに係る事業を営む社会福祉法人等が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p>

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、(1)は公布の日、(2)は平成18年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 児童福祉法の一部が改正され、県は、施設給付決定を受けた障害児の保護者が、知事が指定する指定知的障害児施設等から指定施設支援を受けたときは、指定施設支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用等（以下「特定費用」という。）を除く。）の額の100分の90に相当する額の障害児施設給付を支給することとされる。

(2) (1)に伴い発生する利用者負担金を使用料として徴収する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 入所等に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、次に掲げる額の使用料を徴収する。

ア 特定費用を除き指定施設支援に通常要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額

イ 特定費用

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年10月1日とする。

災害遺児手当助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童扶養手当法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 災害遺児手当助成制度の対象となる災害遺児の定義規定において、児童の養育者の障害の状態についての引用法令を改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の普通課程に係る入校及び在籍について、新たに授業料等を徴収する。

2 条例の概要

(1) 専門校の普通課程の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては入校選考手数料を、入校選考に合格した者のうち普通課程の職業訓練を受けるため入校を許可された者に対しては入校料を、普通課程に在籍する者に対しては授業料を、それぞれ徴収する。

(2) (1)の入校選考手数料の額は2,200円、入校料の額は5,550円、授業料の額は年額11万1,600円とする。

(3) 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料等を減免することができる。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、授業料に係る部分は平成19年4月1日、その他の部分は公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公共事業の計画作成段階における透明性及び客観性を高めるため、県が実施しようとする公共事業について、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）による事前評価を行うこととする。

2 条例の概要

- (1) 委員会による公共事業の事前評価を行うため、委員会の設置目的及び所掌事務について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</u></p> <p>(1) <u>住居と勤務場所との間の往復</u></p> <p>(2) <u>一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）</u></p> <p>(3) <u>第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）</u></p> <p>3 職員が、<u>前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、<u>住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</u></p> <p>3 職員が、<u>前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の</u></p>

又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

4～9 略

(傷病補償年金)

第7条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 略

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 略

(障害補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める程度の障害が存する場合においては、同表に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

4～9 略

(傷病補償年金)

第7条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 略

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の障害の等級に該当すること。

2 略

(障害補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める程度の障害が存する場合においては、同表に定める第1級から第7級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2及び3 略

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
略	

2及び3 略

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3及び4 略

別表第1 (第7条の2関係)

種別	傷病等級	倍数
略		

備考 この表に定める傷病等級に応ずる障害に関し

を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2及び3 略

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
略	

2及び3 略

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 略

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3及び4 略

別表第1 (第7条の2関係)

種別	等級	倍数
略		

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、

ては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第2の例による。

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第2の例による。

別表第2（第8条、第11条関係）

種別	障害等級	倍数
略		

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項の規定の例による。

別表第2（第8条、第11条関係）

種別	等級	倍数
略		

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条 - 第3条）</u></p> <p><u>第2章 指定管理者の指定等（第4条 - 第13条）</u></p> <p><u>第3章 審査委員会（第14条 - 第19条）</u></p>	

第4章 異議申出 (第20条 - 第23条)第5章 管理の特例等 (第24条 - 第26条)第6章 雑則 (第27条)附則第1章 総則

(趣旨)

第1条 略

(指定管理者となることができない法人等)

第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

第2章 指定管理者の指定等

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条及び第20条第2項において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度（知事等がこれにより難いと認める場合にあっては、知事等が別に指定する事業年度。次号において同じ。）における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人等の業

(趣旨)

第1条 略

(指定管理者となることができない法人等)

第2条の2 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人等の業

業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 略

2 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は次条若しくは第6条第1項の規定による選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）は、当該取消し又は辞退の日から起算して3年間、前項の規定による申請をすることができない。

3 指定取消法人等は、当該取消し又は辞退に係る公の施設については、当該公の施設の管理に関する条例（以下「個別条例」という。）に定める指定管理者の管理の期間（以下「指定期間」という。）の満了後2回の指定期間に係る第1項の規定による申請をすることができない。

4 指定取消法人等以外の法人等であって、指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等は、指定取消法人等とみなして前2項の規定を適用する。

(選定基準)

第5条 知事等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

(1)～(4) 略

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 第4条第1項の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかつたとき。

(3)及び(4) 略

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 略

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

(1)～(4) 略

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかつたとき。

(3)及び(4) 略

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、それぞれの公の施設の管理に関する条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 知事等は、第5条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第8条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下この章において「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 略

2 知事等は、前項の規定による事業報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(損失の補償)

第10条 略

(原状回復義務等)

第11条 略

(秘密保持義務)

第12条 略

(情報の開示)

第13条 略

第3章 審査委員会

(委員会の開催)

第14条 知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事等が委嘱す

(指定管理者の指定等)

第6条 知事等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 略

(損失の補償)

第9条 略

(原状回復義務等)

第10条 略

(秘密保持義務)

第11条 略

(情報の開示)

第12条 略

る。

(1) 所管部局等の職員

(2) 学識経験者

(3) 公認会計士又は税理士

(4) 当該公の施設に関する有識者

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から第8条第1項の協定を締結する日までとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、所管部局等において処理する。

(関係者等の出席等)

第17条 委員会は、委員会における審査のため必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による申請を行った法人等（以下「応募者」という。）、指定管理候補者に選定しようとする法人等その他の関係者に対して委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公正の確保等)

第18条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

3 委員は、応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）又はその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたとき（委員会において要求されたときを除く。）は、速やかにその旨を知事等に報告しなければならない。

4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査に参加することができない。

5 知事等は、委員が前2項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら報告又は申出を行わなかったときは、その委員を審査に参加させないものとするとともに、公正な審査を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第19条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員会において定める。

第4章 異議申出(審査結果の通知等)

第20条 知事等は、委員会における審査の結果を、知
事等に対して異議の申出ができる旨を明記して応募
者等に通知するものとする。

- 2 知事等は、前項の通知を行ったときは、速やかに、
委員会における審査の結果及び指定管理候補者に選
定しようとする法人等の事業計画書を、インターネッ
トを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める
方法により公表するものとする。

(異議申出の期間等)

第21条 前条第1項の通知を受けた応募者等は、委員
会における審査の結果に不服があるときは、当該通
知を受け取った日から起算して4日以内に、知事等
に異議を申し出ることができる。

- 2 前項に規定する期間（以下「異議申出期間」とい
う。）の計算は、その期間中に日曜日、土曜日、国
民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29
日から同月31日までの日を含まないものとする。
- 3 第1項の規定による異議の申出（以下「異議申出」
という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書
面により行わなければならない。

- (1) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表
者の氏名
- (2) 異議申出の趣旨及び理由
- (3) 異議申出の年月日

(異議申出に対する決定等)

第22条 知事等は、異議申出が異議申出期間の経過後
になされたものであるときは、当該異議申出を却下
する。

- 2 知事等は、異議申出に理由がないときは、当該異
議申出を棄却する。
- 3 知事等は、異議申出に理由があると認めるときは、
これを委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定

しようとしていた法人等について第17条に定める手続を経て、審査結果を変更することができる。

4 知事等は、前項の規定による変更後の審査結果(以下「再審査結果」という。)を応募者等に通知するものとする。

5 応募者等は、再審査結果に関し、異議を申し出ることができない。

6 知事等は、第3項の規定による変更をしたときは、速やかに、これをインターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(雑則)

第23条 この章に定めるもののほか、異議申出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 管理の特例等

(指定の取消し等をしようとする場合の手続)

第24条 知事等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消そうとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の定めるところにより、当該指定の取消しの対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第1号に規定する聴聞の手続を執るものとする。

2 知事等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第3章の定めるところにより、当該命令の対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

(指定管理者の指定の取消しの場合の措置)

第25条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定の取消しに係る公の施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとするときは、知事等は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で、その旨及び自ら管理を行う期間並びに当該期間経過後に新たな指定管理者が行う管理の期間を定めるものとする。

3 第1項の規定により公の施設の管理を知事等が自

ら行う場合（以下「直営管理する場合」という。）
における個別条例に定める指定管理者が行うべき業務は、知事等が行うものとし、その具体的内容は、
知事等が規則等で定める。

4 直営管理する場合で、個別条例において指定管理者が知事等の承認を得て、当該公の施設の開所時間、休所日、利用料金の額その他の事項（以下「承認事項」という。）を定めることとされているときの当該承認事項は、個別条例の定めるところにより知事等の承認が得られているときあつては当該承認の内容のとおりとし、個別条例の定めるところにより知事等の承認を得られていないときあつては知事等が規則等で定める。

5 指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる新たな指定管理者の指定の手続であつて、この条例に規定する手続の例外となる事項は、知事等が規則等で定める。

6 第2項から前項までの規定により知事等が定める規則等の内容は、指定の取消しに係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小限度のものでなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規則等で定める。

8 知事等は、第2項から第5項まで及び前項の規定により定めた規則等の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の鳥取県議会（以下「県議会」という。）に報告しなければならない。

（指定管理者の管理の業務の停止を命じた場合の措置）

第26条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、停止を命じた業務の範囲内において当該命令に係る公の施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとするときは、知事等は、規則等で、その旨及び自ら管理を行う期間を定めるものとする。

3 直営管理する場合における個別条例に定める指定管理者が行うべき業務は、停止を命じた業務の範囲内において、知事等が行うものとし、その具体的内容は、知事等が規則等で定める。

4 前2項の規定により知事等が定める規則等の内容

は、業務停止の命令に係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小限度のものでなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理者の業務の停止命令に伴い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規則等で定める。

6 知事等は、第2項、第3項及び前項の規定により定めた規則等の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の県議会に報告しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 略

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号及び第3項の規定</u>により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号及び第3項の規定</u>により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

4 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号及び第3項の規定</u>により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号及び第3項の規定</u>により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第4条第1項</u>の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第3条</u>の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、研修所の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、研修所の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、童謡館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、童謡館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 9 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。	(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 10 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。	(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 11 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定基準) 第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があったとき	(指定管理者の選定基準) 第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第3条の規定による申請があったときは、同

は、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

(1)及び(2) 略

条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例(平成11年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第3条の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

13 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

14 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>

(鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正)

15 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。<u>以下「指定管理者条例」という。</u>）<u>第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>

(鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

16 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第3条の規定による申請があったときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

17 鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取県条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 <u>ゴルフ場利用税</u></p>	<p>第6節 <u>ゴルフ場利用税</u></p>

(用語)

第125条 この節において、利用料金とは、その名称のいかんを問わず、ゴルフ場の利用者がその選択によらず当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべきものとされている料金をいい、基準料金額とは、次の各号に掲げるゴルフ場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料金の額をいう。

- (1) 会員その他の当該ゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で利用する権利を有する者（以下この節において「会員等」という。）が存するゴルフ場 会員等以外の一般の利用者が支払うべきものとされている利用料金の額であって、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この節において「休日」という。）以外の日をいう。）におけるもの（以下この節において「平日料金」という。）又は休日におけるものの最高額（以下この節において「休日料金」という。）の70パーセントに相当する額のうちいずれか高い額
- (2) 会員等が存しないゴルフ場 平日料金の90パーセントに相当する額又は休日料金の63パーセントに相当する額のうちいずれか高い額

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第125条の2 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第126条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の等級欄に掲げるゴルフ場の等級ごとに、同表の規模及び基準料金額の欄に掲げるゴルフ場の区分に応じ、それぞれ同表の税率欄に定める金額とする。

等級	規模及び基準料金額			税率
	ホール数が27ホール以上のゴルフ場	ホール数が18ホール以上27ホール未満のゴルフ場	ホール数が18ホール未満のゴルフ場	
1級	基準料金額が13,000円以上のもの	基準料金額が15,500円以上のもの		1人1日につき 1,200円
	基準料金額	基準料金額		1人1日

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第125条 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第126条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の左欄に掲げる等級ごとに、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

1級	1人1日につき	1,200円
2級	1人1日につき	1,100円
3級	1人1日につき	950円
4級	1人1日につき	800円
5級	1人1日につき	650円
6級	1人1日につき	500円
7級	1人1日につき	400円

2級	が10,500円 以上13,000円 未満のもの	が13,000円 以上15,500円 未満のもの		につき 1,100円
3級	基準料金額 が8,000円 以上10,500円 未満のもの	基準料金額 が10,500円 以上13,000円 未満のもの		1人1日 につき 950円
4級	基準料金額 が6,000円 以上8,000円 未満のもの	基準料金額 が8,000円 以上10,500円 未満のもの		1人1日 につき 800円
5級	基準料金額 が4,000円 以上6,000円 未満のもの	基準料金額 が6,000円 以上8,000円 未満のもの	基準料金額 が8,000円 以上のもの	1人1日 につき 650円
6級	基準料金額 が4,000円 未満のもの	基準料金額 が4,000円 以上6,000円 未満のもの	基準料金額 が6,000円 以上8,000円 未満のもの	1人1日 につき 500円
7級		基準料金額 が4,000円 未満のもの	基準料金額 が6,000円 未満のもの	1人1日 につき 400円
8級				1人1日 につき 300円

2 前項の規定にかかわらず、1ホール当たりのコースの延長（コースの総延長をホールの数で除して得られる数値をいう。）が230メートル未満のゴルフ場については、同項の規定による当該ゴルフ場の等級の1級下位の等級の税率を適用する。

3 ゴルフ場ごとの等級及び税率は、前2項の規定により知事が決定し、規則で定める通知書によって通知する。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び

2 前項の表の左欄に掲げる等級は、当該ゴルフ場の規模及び整備の状況、利用料金等を基準として知事が定め、規則で定める通知書によって通知する。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規

第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)~(4) 略

- 2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合（会員等の利用に限って軽減されている場合を除く。）に限り、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第9号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第14号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(6) 略

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供する自動車

(8) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に限る。以下「特定障害福祉サービス」という。）又は同法第77条第1項第4号に規定する事業（同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターに係る事業に限る。以下「特定地域生活支援事業」という。）において専ら原材料の搬入

定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1)~(4) 略

- 2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合（会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。）に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(6) 略

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

又は成果品の搬出の用に供する自動車

(9) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

オ 略

カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第12号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供する自動車

(6) 特定障害福祉サービス又は特定地域生活支援事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

エ 略

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

の用に供する自動車

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業

エ 略

オ 略

カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 略

エ 略

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第137条及び第171条の改正並びに附則第3項から第6項までの規定は、平成18年10月1日から施行する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、平成18年8月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年10月1日以後に所有する自動車に対して課すべき自動車税について適用し、同日前に所有する自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成18年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(施設の運営に関する経過措置)

5 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設であって、なお従前の例により運営されるものについては、同法附則第1条第3号に規定する政令で定める日の前日までの間、新条例の規定を適用せず、なお従前の例による。

(現に課税の免除を受けている自動車に関する経過措置)

6 平成18年9月30日において現に改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第137条の規定により自動車税を課さないこととされている自動車（同条第7号に係るものに限る。）であって、その所有者である社会福祉法人が営む事業が障害者自立支援法の施行に伴い社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業から同条第3項に規定する第二種社会福祉事業に移行することにより自動車税を課されることとなるものに対して課する自動車税については、規則で定める日までの間、新条例第137条及び附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（処分等の効力に関する経過措置）

7 附則第2項の規定により新条例の規定が適用される日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（知的障害児施設における使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の6</u>の措置による利用については、この限りでない。</p> <p><u>2 児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所等（次条において「入所等」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分</u></p>	<p>（知的障害児施設における使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の25第1項</u>の措置による利用については、この限りでない。</p>

の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の
使用料を徴収する。

- 3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園
における食事の提供その他の施設の利用（規則で定
めるものに限る。）については、利用に係る実費を
勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における
使用料及び手数料の徴収)

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの
利用については、障害者自立支援法第29条第3項の
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の
6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第
15条の4の措置による利用については、この限りで
ない。

- 2 入所等に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県
立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用につい
ては、児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣
が定める基準により算定した費用の額の100分の10
に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用
料を徴収する。

3 略

4 略

- 5 前各項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育
センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療
育園における食事の提供その他の施設の利用（規則
で定めるものに限る。）については、利用に係る実
費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

6 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥
取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下
「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条
第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した
費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条
第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置によ
る利用については、この限りでない。

2～5 略

- 2 前項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園に
おける食事の提供その他の施設の利用（規則で定め
るものに限る。）については、利用に係る実費を勘
案して規則で定める額の使用料を徴収する。

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における
使用料及び手数料の徴収)

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの
利用については、障害者自立支援法第29条第3項の
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の
25第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37
号）第15条の32第1項の措置による利用については、
この限りでない。

2 略

3 略

- 4 前3項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育
センターにおける食事の提供その他の施設の利用
（規則で定めるものに限る。）については、利用に係
る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収す
る。

5 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥
取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下
「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条
第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した
費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の25第
1項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の32第1
項の措置による利用については、この限りでない。

2～5 略

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例

災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するものうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（<u>児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。</u>以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するものうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。</u>以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の災害遺児手当助成条例第2条に規定する災害遺児について市町村が支給した手当は、改正後の災害遺児手当助成条例第2条に規定する災害遺児について市町村が支給した手当とみなす。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(入校選考手数料の徴収)</u></p> <p>第4条 専門校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては、<u>入校選考手数料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の入校選考手数料の額は、2,200円とする。</p> <p><u>(入校料の徴収)</u></p> <p>第5条 専門校の入校選考に合格した者のうち普通課程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、<u>入校料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の入校料の額は、5,550円とする。</p> <p><u>(受講料の徴収)</u></p> <p>第6条 専門校が実施する公共職業訓練で省令第9条に規定する短期課程に在籍する者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）に対しては、<u>受講料を徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(入校選考手数料等の減免)</u></p> <p>第7条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、<u>入校選考手数料及び入校料を減</u></p>	<p><u>(受講料の徴収)</u></p> <p>第4条 専門校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の職業訓練を受ける者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）は、<u>受講料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>

額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 略

(規則への委任)

第5条 略

第2条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料の徴収)</p> <p>第6条 専門校の普通課程に在籍する者に対しては、<u>授業料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の授業料の額は、年額11万1,600円とする。</p>	
<p>(受講料の徴収)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(受講料の徴収)</p> <p>第6条 略</p>
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第8条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、<u>授業料、入校選考手数料及び入校料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(入校選考手数料等の減免)</p> <p>第7条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、<u>入校選考手数料及び入校料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第8条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立高等技術専門校の普通課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料については、同条の規定による改正後の鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>公共事業のうち、県が現に実施しているもの及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施しているもの</u> <u>にあつてはその費用及び効果について、県が実施しようとしているもの</u> <u>にあつてはその計画の妥当性について、それぞれ客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もつて公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>実施中又は実施前の公共事業の評価に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県が現に実施している<u>公共事業及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している公共事業</u> <u>について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もつて公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 実施中の公共事業の評価に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

